

違反対象物の公表制度が始まります

平成32年（2020年）4月1日運用開始

違反対象物の公表制度とは

建物を安心して利用していただくために、**重大な消防法令違反**のある建物を消防本部ホームページに公表する制度です。

1 公表の対象となる建物

- ・飲食店、物販店舗、ホテルなどの不特定多数の人が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの自ら避難することが困難な人が利用する建物

2 公表の対象となる重大な消防法令違反

- ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備 （①～③いずれかの違反）

3 公表の内容

- ・建物の名称【例：〇〇〇ビル】
- ・建物の所在地
- ・消防法令違反の内容【例：屋内消火栓設備の未設置】

4 公表の方法

- ・鹿角広域行政組合消防本部ホームページへの掲載

5 公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。なお、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

総務省ホームページ → <http://www.fdma.go.jp/publication/index.html>

お問い合わせ先

鹿角広域行政組合消防本部警防予防課 0186-22-7325

消防署予防班 0186-23-4975

消防署十和田分署予防班 0186-35-2006

消防署小坂分署予防班 0186-29-2119

